水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)
水銀を含む特別管理産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)
最終改正:平成30年2月22日号外環境省令第2号

水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

媒廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい	水銀を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸又は廃アルカリ	水銀を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/L以上含有するもの

水銀を含む特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
鉱さい、ばいじん又は汚泥	特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸又は廃アルカリ	特定施設から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/L以上含有するもの

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

平成11年12月27日環境庁告示第68号　最終改正:令和4年11月25日環境省告示第89号

媒体	環境基準値
大気	0.6pg-TEQ/m^3以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考　1. 基準値は、2,3,7,8−四塩化ジベンゾ−パラ−ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ／g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ／g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。